

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年5月13日（令和7年（行個）諮問第123号）

答申日：令和8年4月17日（令和8年度（行個）答申第19号）

事件名：本人に係る医務日誌等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月20日付け東管発第2621号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

開示する保有個人情報のうち、本件対象保有個人情報1が記録された文書1は、「特定年月日Cの分」とされており、本件対象保有個人情報2が記録された文書2は、「特定年月日D及び特定年月日Cの分」とされているところ、審査請求人は、添付資料1のとおり、開示請求対象期間中に少なくとも特定年月日E、特定年月日D、特定年月日F、特定年月日G、特定年月日H、特定年月日I、特定年月日J、特定年月日K、特定年月日L、特定年月日M、特定年月日N～特定年月日Oなど、複数回、医師の診療を受けているから、医務日誌は特定年月日Cの分以外にも存在するはずであるし、看護日誌特定指標も、特定年月日D及び特定年月日Cの分以外にも存在するはずである。

そこで、今回開示決定された以外に存在する医務日誌及び看護日誌特定指標につき、保有個人情報の開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和6年3月28日受付保有個人情報開示請求書により、本件請求保有個人情報を含む複数の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、これを受けた処分庁が、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報として、本件対象保有個人情報を特定した上で、その一部を開示する決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報として、本件対象保有個人情報だけを特定したことに不服があり、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報の全てについて、開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。
- 2 特定刑事施設における本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報の保有の有無について
  - (1) 本件対象保有個人情報は、特定年月日Aから特定年月日Bまでの間（以下「特定期間」という。）に、特定刑事施設において作成された、本件文書にそれぞれ記録された、審査請求人に係る保有個人情報であると認められる。
  - (2) 処分庁は、本件開示請求を受け、特定刑事施設担当者をして本件請求保有個人情報を探索させたところ、本件対象保有個人情報を保有していることが確認されたことから、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報として、本件対象保有個人情報を特定したものであるが、審査請求人は、審査請求書において、特定期間に複数回、医師の診療を受けているから、本件請求に係る行政文書（原文ママ）には、本件対象保有個人情報の他にも、審査請求人に係る保有個人情報が記載されているはずである旨主張する。
  - (3) この点、「診療録」については、被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令（平成19年法務省矯医訓第816号大臣訓令。以下、単に「訓令」という。）4条において、医師は、被収容者の診療を行ったときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記録するものとされている。

他方、「医務日誌」及び「看護日誌」については、訓令10条において、医療従事者は、医務日誌を作成し、看護師又は准看護師は、必要に応じて、看護業務に関する事項を記載する看護日誌を作成するものとされており、また、平成19年2月14日付け法務省矯医第817号矯正局長通達「被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令の運用について」（以下、単に「通達」という。）記4において、医務日誌は、0時から24時までの間における医療業務に関する事項を毎日記録すること、看護日誌には、患者の傷病の状況、処置、医師の指示

その他必要な事項を記載することとされているものの、診療録と異なり、個々の被収容者の診療の都度、その内容等について、医務日誌及び看護日誌に記録・記載することとはされていない。

- (4) また、本件審査請求を受け、処分庁において、特定刑事施設担当者をして、文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等についても再度の探索を行わせたが、上記(2)に係る探索結果を覆す保有個人情報の存在は確認できなかった。
- 3 以上のとおり、処分庁において、特定刑事施設担当者をして、十分に探索を尽くさせ、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報として、本件対象保有個人情報を特定した上で、その一部について開示決定を行った原処分は、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和7年5月13日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月30日     | 審議            |
| ④ | 令和8年4月10日 | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報を含む複数の保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の特定の妥当性を争うものと解されるどころ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた訓令及び通達を確認したところ、①医務日誌は、0時から24時までの間における医療業務に関する事項を毎日記録すること、②看護日誌には、患者の傷病の状況、処置、医師の指示その他必要な事項を記載することとされている一方で、医務日誌及び看護日誌に、個々の被収容者の診療の都度、その内容等について記載することまでを求める規定は存在しないことが認められる。

また、当審査会において、諮問書に添付された本件開示実施文書である医務日誌(文書1)及び看護日誌特定指標(文書2)を確認したところ、これらには、各項目の該当人数とともに、その「記事」欄や「特記事項」欄において、必要な事項に絞って、氏名と病名等に係る情報が記載されていることが認められる。

そうすると、医務日誌及び看護日誌には、個々の被収容者の診療の都

度、その内容等を記録・記載することとはされていない旨の上記第3の2(3)の諮問庁の説明を否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。これを前提にすると、審査請求人が特定期間中に、特定年月日C及び特定年月日Dのみならず、それ以外の複数日にも診察を受けていたとしても、①医務日誌においては、特定年月日Cに係る事項についてのみ、②看護日誌においては、特定年月日C及び特定年月日Dに係る事項についてのみ、それぞれ審査請求人の保有個人情報が記録されていたことに、特段不自然な点は認められない。

- (2) さらに、上記第3の2(4)の探索の範囲等について特段問題があるとは認められない。
- (3) 以上によれば、特定刑事施設において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に係る開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、特定刑事施設において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

私が特定年月日Aから特定年月日Bまでに特定刑事施設で受けた診療及び投薬に関する記録。具体的には以下の記録（但し私の保有個人情報に係るもの）。（1）医務日誌（2）看護日誌特定指標

### 2 本件対象保有個人情報が記録された文書

- （1）文書1 医務日誌（ただし、特定年月日Cの分）（特定刑事施設保有）
- （2）文書2 看護日誌特定指標（ただし、特定年月日D及び特定年月日Cの分）（特定刑事施設保有）